平成２７年（フ）第２０５号
栃木県鹿沼市緑町１丁目８番15号　ラフォーレ・ポワールＣ101
債務者　髙木　宏美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３３号
横浜市神奈川区子安通３丁目370番地３　エクレール横浜新子安403号
債務者　中畠　澄子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５８号
神奈川県綾瀬市大上５丁目12番15号　ボーヌンク相模野102
債務者　春日　隆義
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５０号
神奈川県藤沢市善行２丁目20番地の６　コーポ福寿ハイム103
債務者　小野寺貴美子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４２号
神奈川県高座郡寒川町宮山975番地　５―504号
債務者　常田　忠義
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
東京都調布市若葉町１丁目35番地11緑苑ハイムⅠ103
債務者　高山　香織（旧姓熊家）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４８号
東京都昭島市郷地町２丁目７番５―106号、旧住所岡山県瀬戸内市長船町長船728番地１
債務者　藤本　理加
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９号
岡山市東区可知２丁目６番３―302号
債務者　桑野　卓裕
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３号
静岡県浜松市西区志都呂町534番地の８
債務者　井ノ口公路
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
静岡県袋井市豊沢704番地の３
債務者　松田　隆光
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
静岡市駿河区中村町254番地の４、旧住所静岡市駿河区南安倍３丁目19番25号
債務者　鈴木幸次郎
法定代理人成年後見人　小澤　吉徳
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１号
沖縄県沖縄市照屋１丁目43番４号　金城アパート201号室
債務者　仲里　一宏
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５６４号
福岡市南区寺塚２丁目20番10―632号
破産者　岩本　達生
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３号
福岡市博多区上川端町14番10号グランドサヴォイ306号
破産者　有限会社水浦商店
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７５８号
福岡市博多区元町２丁目２番１―1122号
破産者　税所　久幸
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４号
福岡市中央区大名２丁目11番10号
破産者　ＭＯＢＵＷＥＴ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部